

平成27年12月10日

鳥羽市議会会議

質疑通告者一覧表

発言通告者	議席番号	7 番	氏 名	戸 上 健
<p>件名及び 要 旨</p>	<p>○ 議案第26号 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について</p> <p>次の点についてきく。</p> <p>①第3条中「適正な取扱いを確保するために必要な措置」とは何か。  ②同条中「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施」の内容。  ③第4条第2項及び第3項中「必要な限度」とは何か。  ④同条第2項中「右欄に掲げる特定個人情報」とは何か。  ⑤別表第1から第3中福祉医療助成、定住応援事業、生活保護、中国残留邦人支援給付、学校保健安全法による医療援助等を対象にしたのはなぜか。</p> <p>&lt;市長及び関係課長&gt;</p>			

発言通告者	議席番号	7 番	氏 名	戸 上 健
<p>件名及び 要 旨</p>	<p>○ 議案第 27 号 鳥羽市行政不服審査会条例の制定について</p> <p>次の点についてきく。</p> <p>①条例制定がなぜ必要になったのか。</p> <p>②第 1 条は「行政不服審査法に基づき」とあるが、同法の改正内容について。</p> <p>③条例第 4 条第 4 項の「政治団体の役員」とは何か。また「積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、斟酌は誰がするのか。</p> <p>④国会の付帯決議の内容と実行について。</p> <p>&lt;市長及び関係課長&gt;</p>			